

第1回山梨県後期高齢者医療懇話会議事録

日 時	平成19年9月18日(火)午後2時から午後4時50分
場 所	山梨県自治会館 5階 会議室
出 席 者	被保険者を代表する委員 志村友男(老人クラブ)・水上秀克(老人クラブ) 天野辰男(老人クラブ)・田辺好子(老人クラブ) 医療関係団体を代表する委員 黒澤駿光(医師会)・花形哲夫(歯科医師会) 学識経験者その他の有識者を代表する委員 杉田雄二(福祉保健部)・神戸義久(社会福祉協議会) 医療保険者等を代表する委員 小原正(社保庁)・赤岩三郎(健保組合連合会)・矢崎幸雄(国保連合会) 広域連合 小林広域連合長・嶋口事務局長・望月事務局次長・原業務課長 降矢会計管理者・二宮総務担当リーダー・真田企画財政担当リーダー 樋口給付資格管理担当リーダー・佐藤電算担当リーダー・石川
欠 席 者	被保険者を代表する委員 米山富子(老人クラブ)
傍 聴 人	なし
報道関係者	山梨放送・NHK・山梨日日新聞・読売新聞
懇 話 事 項	事務局より「保険料について」と「広報活動について」の説明があった。 その後、各委員より下記のとおり意見がでた。

記

なぜ後期高齢者を75歳で区切ったのか疑問である。

今まで保険料がかかっていない方(被用者保険の扶養者)も、保険料がかかるようになるのは問題である。

年金収入が年間18万円以上ある方は、介護保険料に加え後期高齢者医療保険料も天引きされるが、年金収入が減ってしまい大変である。

保険料率は2年ごとに見直されるが、財政状況を考えると2年ごとに保険料が値上げされることが確実である。

現行の制度(老人保健法)では、保険料の未納が発生しても医者にかかれぬ方はいないが、後期高齢者医療制度では、保険証がもらえず仮の保険証が交付され、医者にかかれなくなってしまう。またそれに伴い受診抑制が起こる。

国は75歳以上の方のかかりつけ医指定を考えているが、これは自分の選択した医療機関での診察が受けられないという問題が起こる。

現役並みの所得がある方は、医療機関の窓口で3割負担をするが、現役サラリーマンと同じ支払いをすることになり負担が大きい。

75歳以上の方に対してもっと制度周知しないと、制度開始時に混乱が起きる。

この制度は、国が財政赤字を地方自治体に分担させようとするもので、さらにお年寄りにもそれを負担させようというものである。

現時点の広報活動は制度に対するものだけだが、保険料が上がらないように、疾病予防についても少しずつ広報して欲しい。

4月1日時点で被保険者になる方は市町村窓口への届出が必要なのかなど、まず被保険者になる方は何をしなければならないかを広報すべきである。

国民年金の保険料を払わない若い世代の方もいますが、そういう方々がお年寄りになったら保険料の徴収ができないことになりかねない。広域連合の方からも市町村に年金制度との連携に協力して欲しいとの口添えをいただきたい。

医療関係者の方へのお願いだが、後期高齢者医療制度が始まって、医療費の請求は月ごとに各保険者に対してきちんと請求して欲しい。また広域連合も請求事務担当者へ早めの周知をお願いしたい。

今後は、後期高齢者医療保険料だけではなく国民健康保険税も年金から天引きになるので社会保険庁に年金の振込額が少なくなったとの問い合わせがある。それらが引かれると年金収入が少なくなることと、その件に対する問い合わせは広域連合か市町村にすることをぜひ強調して広報して欲しい。

高齢者は自分たちの知らないうちに制度が変わってしまうことを心配している。広域連合は広報活動だけでなく、市町村職員が県民に対して丁寧な説明ができるように指導して欲しい。そして県民が広くこの制度を認識してからスタートして欲しい。

疾病予防に大きな関心を持っているので、介護予防に力を入れて欲しい。高齢者に健康な生活を維持させて保険料を抑えていくことにも精力を注いで欲しい。

窓口での負担について一般の人は1割負担、現役並み所得の人3割負担とあるが、どのくらいの収入で分かれるのか具体的に広報する必要がある。

高齢者は細かな説明や図を見ても理解できない人がいる。県老連でも各地区での説明会をしてもらいたいので、その時は協力をお願いしたい。

懇話会は、意思の決定機関ではないので採決をとらないが、ここでの意見を国や県にも報告してもらいたい。また、意見のまとめは事務局をお願いしたい。